

平成25年度公害等調整委員会事後評価実施計画

平成25年4月9日
公害等調整委員会

公害等調整委員会が、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条及び公害等調整委員会政策評価基本計画（平成23年3月22日第1078回委員会議決定。以下「基本計画」という。）に基づいて行う事後評価について、平成25年度において対象とする政策及び評価の方法等を定めるため、本実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

(1) 対象とする政策等

公害等調整委員会設置法(昭和47年法律第52号)に規定されている任務に基づき、事後評価の対象は、基本政策として「公害等調整委員会の任務の遂行」とし、これに基づく具体的な政策として「1 公害紛争の処理」及び「2 土地利用の調整」とする。

また、政策の目標については、「1 公害紛争の処理」においては公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)の趣旨を踏まえた公害紛争処理制度全体の適正な運用という観点から、「2 土地利用の調整」においては所掌事務の適正な遂行という観点から設定する。

これらを、関連する政策体系と併せ、別紙のとおり整理することとする。

(2) 評価の方法等

実績評価方式により、原則として、計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について取りまとめた上で、別紙に掲げる測定指標等によりその政策効果を測ることにより、基本計画第1に掲げる期間満了時における目標の達成状況についての評価に資するものとする。

なお、評価の過程において、政策の目標に係る現状の分析、今後強化すべき事項や見直すべき事項が見いだされた場合には、必要に応じて評価書に記載するものとする。

対象とする政策等

基本政策	政策	目 標	主な測定指標	目標値	
公害等調整委員会の任務の遂行	1 公害紛争の処理	(1) 公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る。	<p>多様な公害紛争事件を適正に処理するとともに、申請人が主張する加害行為と被害との間の因果関係の解明等のために必要な事件調査を積極的かつ効率的に実施する。</p> <p>多様な公害紛争事件の迅速な処理に資するため、公害紛争事件を計画的に処理する。</p> <p>また、裁定事件の標準審理期間（申請の受付から終結までに要する一般的な期間）について、大型事件又は特殊な事件を除き、専門的な調査を要しないものは1年6か月、専門的な調査を要するものは2年とする。</p> <p>必要性が乏しい場合を除き、可能な限り現地期日の開催を図る等、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るための必要な方策を実施する。</p>	【公害紛争事件の処理】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害等調整委員会における公害紛争事件の相談、受付、係属及び終結の状況 ・ 事件調査の実施状況 ・ 公害紛争事件の処理の計画性（裁定事件に係る審理計画の作成、争点の整理等） ・ 標準審理期間を設けた平成21年度以降に受け付けた裁定事件（大型事件又は特殊な事件を除く）の平均処理期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な調査を要しないものの平均処理期間 ・ 専門的な調査を要するものの平均処理期間 ・ 現地期日の開催状況 ・ 地方在住者の負担を軽減するための方策の実施状況 	— — — 1年6か月 2年 — —
	(2) 国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図る。	<p>公害紛争処理制度の一層の理解と利用につながるよう、広報及び関係機関等への周知を対象に応じて効果的に行う。</p>	【公害紛争処理制度の広報・周知】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害紛争処理制度に係る広報及び関係機関等への周知の状況 ・ 平成25年度に受け付けた事件数（公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等） 	— —	

1 公害 紛 争 の 処 理	都道府県公害審査会等における適切な事件の処理及び公害紛争処理制度全体として一層の利用につながるよう、都道府県公害審査会等との情報交換等を通じ、相互の連携を図る。	【都道府県公害審査会等との連携】 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件の状況（件数） 公害紛争処理に係る会議等の開催状況 都道府県公害審査会等に対する支援の状況 	— — —
	地方公共団体における公害苦情の適切な処理及び公害紛争処理制度との連携に資するため、苦情処理担当者に対する公害紛争処理制度の特長や解決事例等の情報提供、研修、相談対応等の支援を行う。	【公害苦情等についての地方公共団体に対する指導等】 <ul style="list-style-type: none"> 公害苦情処理に係る会議等の開催状況 地方公共団体の公害苦情処理に対する支援の状況 公害苦情処理を経て公害等調整委員会に係属した事件の状況（件数） 	— — —
	公害紛争処理事件の解決に資する基礎資料として、必要な調査研究を実施する。	【公害紛争の処理に係る調査研究等】 <ul style="list-style-type: none"> 公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況（実施件数） 	1件

2 土地 利用 の 調 整	(1) 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は他産業との調整を図る。	鉱区禁止地域指定請求事件を適正に処理する。	【鉱区禁止地域の指定】 ・ 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	—
		鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件を適正に処理する。	【鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定】 ・ 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	—
	(2) 公正かつ中立な立場から土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る。	土地収用法に基づく意見の申出等を適正に行う。	【土地収用法に基づく意見の申出等】 ・ 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	—